

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場422-1 〒416-0906 清水営業所

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail rikka@info.co.jp

厚生労働省は、平成21年度のリスク評価結果を踏まえた

「化学物質による労働者の 健康障害防止措置に係る検討会」

の報告書を公表しました。

公表された内容の主な点としては、検討対象とした

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 酸化プロピレン | 2. 1,4-ジクロロ-2-ブテン |
| 3. ジメチルヒドラジン | 4. 1,3-プロバンスルトン |

のいずれについても、

特定化学物質障害予防規則による規制

等が必要とされており、リスクの程度に応じて製造・使用者に対して必要な措置を講じることを義務付けるようにとりまとめられています。

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いします。

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

作業環境測定

富士本社	環境分析部 分析1課	中西正彦
	(作業環境測定 担当)	青柳容子

局所排気装置・プッシュプル型換気装置 排気対策

富士本社	労働安全・衛生コンサルタント	目黒輝久
	労働衛生コンサルタント	尾崎克年
	環境技術部	後藤明雄

1. 検討結果

1) 酸化プロピレン

用途が多岐にわたり、事業数、労働者数も比較的多いことから、健康障害防止措置として、特定化学物質障害予防規則の対象とし、特定第2類化学物質に指定することが妥当である。

a) 用途

プロピレングリコール、ポリプロピレングリコール、プロピレンハロヒドリン、イソプロパノールアミン、顔料、医薬品の中間体、殺菌剤

b) 措置

作業主任者、計画届、発散抑制措置、保護具、作業環境測定、特殊検診等

2) 1,4-ジクロロ-2-ブテン

製造・消費する事業場においては、当該物質を原則としてプラント等密閉化・自動化された設備で取り扱っているが、反応生成物のサンプリング等においては、開放系での作業が必要となっているので、サンプリング作業における発散抑制措置、掲示、作業記録について規制化する。

a) 用途

ヘキサメチレンジアミン、クロロブレン製造の中間体

b) 措置

サンプリング時の発散抑制措置、掲示、作業記録等

3) ジメチルヒドラジン

有害性が高く、事業場数、労働者数は少ないものの、ドラム缶の荷姿で流通しており、流通先の把握も困難であることから、健康障害防止措置として、特定化学物質障害予防規則の対象とし、特定第2類化学物質に指定することが妥当である。

a) 用途

農薬、医薬品等の合成原料、合成繊維・合成樹脂の安定剤、界面活性剤
宇宙産業やミサイルの液体噴射推進薬

b) 措置

作業主任者、計画届、発散抑制措置、保護具、作業環境測定、特殊検診等

4) 1,3-プロパンスルトン

原則として、特化則による設備の密閉化、設備の届出、漏えい防止、適正な保護具の使用、堅固な容器の使用等の規制を導入する。

a) 用途

合成樹脂、繊維、塗料、染料、医薬品、農薬の合成中間体

b) 措置

設置届、保護具等

2. 規則化の必要性(事務局提案)

1) 酸化プロピレン

措置内容	自主的改善の進捗状況* (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がり の程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が大きい)	総合評価
情報提供	揭示: 7割実施	—	高	中程度**	多岐にわたる	①必要
労働衛生教育	全数実施済	—	有			③自主的対策
発散抑制措置 (密閉化)	ほとんど実施済	高	低 (要投資)			①必要
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)	密閉化のない事業場では設置	高	低 (要投資)			①必要
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)	ほとんど実施済	高	有			②望ましい
漏えい防止	9割実施済	高	低 (要投資)			①必要
作業管理	作業主任者:全数済 作業記録:全数済	—	有			③自主的対策
作業管理 (呼吸用保護具)	6割実施	—	高			①必要
作業環境測定	5割実施	—	中			①必要
特殊健診の実施	特殊検診3割 特定健診全数	—	低			①必要

2) 1,4-ジクロロ-2-ブテン

措置内容	自主的改善の進捗状況 (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がり の程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が大きい)	総合評価
情報提供	揭示:一部未了	—	高	高	なし (現時点での推測)	②望ましい
労働衛生教育 (雇入れ時、作業変更時)	実施済	—	有			③自主的対策
発散抑制措置 (密閉化)	実施済	基本的に密閉化されている	低 (要投資)			②望ましい
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)	実施済 分析室にドラフト設置	高	低 (要投資)			②望ましい
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)	—	高	有			④不要
漏えい防止	—	高	低 (要投資)			④不要
作業管理	作業主任者:済 作業記録:一部未了	—	有			②望ましい
作業管理 (呼吸用保護具)	有機ガス用 済	—	高 (既に導入)			③自主的対策
作業管理 (保護手袋等)	使用 済	—	高 (既に導入)			③自主的対策
作業環境測定	—	屋外のため該当なし、 但し分析室は測定が必要	高			③自主的対策
特殊健診の実施	独自に実施有 (一部)	—	低			③自主的対策

3) ジメチルヒドラジン

措置内容	自主的改善の進捗状況 (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がり の程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が高い)	総合評価
情報提供	揭示 未	—	高	強	やや限定的	①必要
労働衛生教育 (雇入れ時、作業変更時)	実施済	—	有			③自主的対策
発散抑制措置 (密閉化)	未	高	高			①必要
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)	措置済だが有効でない	高	低 (要投資)			①必要
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)	実施済	高	有			②望ましい
漏えい防止	実施済	高	低 (要投資)			②望ましい
作業管理	作業主任者 済 作業記録 済	—	有			③自主的対策
作業管理 (呼吸用保護具)	防毒 済 送気 未	—	高 (既に導入)			①必要
作業管理 (保護衣、保護眼鏡)	一部有効でない 保護具の使用有	—	高 (既に導入)			①必要
作業環境測定	未	—	高			①必要
特殊健診の実施	実施済(有機 健診、特定健	—	低			①必要

4) 1,3-プロパンスルホン

措置内容	自主的改善の進捗状況 (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がり の程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が高い)	総合評価	
情報提供	設備の密閉化、直結式ホースの採用は一部措置未了 保護具(不浸透性手袋、保護眼鏡)については概ね措置済	—	高	強	やや限定的	①必要	
労働衛生教育		—	有 (要テキスト)			①必要	
発散抑制措置 (密閉化)		高 (密閉化)	低 (要投資)			①必要	
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)		低 (必要性小)	低 (必要性小)			④不要	
作業環境改善		高 (洗浄設備)	高 (必要性大)			①必要	
漏えい防止		高	高			①必要	
作業管理		—	高			①必要	
作業管理 (保護具)		—	高			①必要	
作業環境測定		吸入ばく露のリスクは低い	—			—	④不要
特殊健診の実施		吸入ばく露のリスクは低い	—			低	④不要